

速記録

第2回吉野川流域市町村長の意見を聴く会 (中流域)

日 時 平成19年1月24日 (水)
午後 1時 0分 開会
午後 3時20分 閉会
場 所 美馬市美馬福祉センター

[午後 1時 0分 開会]

1. 開会

○司会

定刻となりましたので、ただいまから第2回吉野川流域市町村長の意見を聴く会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます、国土交通省徳島河川国道事務所副所長の真鍋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

1点お願いがございます。おたばこについてですが、館内は禁煙となっております。喫煙場所は2階フロアとなっておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。ここからは座って説明させていただきます。失礼します。

まず、会議に先立ちまして、配付資料のご確認をお願いいたします。配付資料の1枚目に「配布資料一覧表」がございます。ここに記載の資料を配付いたしておりますのでご確認ください。不足がございましたら、お近くの係員までお申しつけください。

次に傍聴者の皆様をお願いいたします。本会議は公開で実施いたしておりますが、傍聴にあたりましては、受付でお配りいたしました傍聴にあたってのお願いをお守りいただきますようお願いいたします。円滑な議事進行のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、本日ご出席をいただいております市長及び町長の方々をお願いがございます。ご意見等はマイクを通してご発言いただきますようお願いいたします。また、本会議は公開で開催されており、速記録につきましては会議終了後ホームページに公開する予定です。その際お名前もあわせて公開の予定です。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。なお、公開に際しましては、事前にご発言をご確認いただきたいと存じます。お手数ですが、後日ご確認を賜りますようあわせてお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして会議を進めさせていただきます。まず、初めに開会にあたりまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷がごあいさつを申し上げます。

2. 挨拶

○河川管理者

ただいま紹介いただきました四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。今日はお忙しい中ありがとうございます。また、傍聴の方々もお忙しい中どうも参加ありがとうございます。

ございます。吉野川流域市町村長の意見を聴く会ということで、吉野川河川整備計画の策定に向けましての第2回目の開催にあたりましてごあいさつさせていただきます。

昨年の6月23日に吉野川水系河川整備計画【素案】を発表しまして、この素案に対して丁寧に、幅広く、また公平に、流域にお住まいの多くの方々からご意見をいただくため、吉野川の学識者会議、それから、吉野川流域市町村長の意見を聴く会、また、吉野川流域住民の意見を聴く会と、これを6月の末から9月の末にかけて11回開催させていただきました。また、この間パブリックコメント、ファックスとかはがき、インターネット等で皆さんからご意見をいただくということでやってきまして、これはさまざまな機会を通じて800件を超える非常に貴重な数多くのご意見をいただきました。このたび皆様からいただいたご意見をもとに素案を修正し、「吉野川水系河川整備計画【修正素案】」を作成しました。

この修正素案は昨年12月18日に公表しまして、またこれとあわせていただいたご意見・ご質問に対する四国地方整備局の考え方についてという形で取りまとめて公表させていただきました。また、さらにあわせて今後修正素案をベースにした意見の募集方法、聴く会等の開催予定も具体的に公表したところです。この吉野川水系河川整備計画の策定に当たりましては、今後はこの修正素案をもとにしまして、質疑応答や意見交換を通じて再度ご意見をいただき、修正した素案をさらに修正していくという過程を繰り返したいというふうに考えております。

ただ、一方、吉野川では、私が言うまでもありませんが、平成16、17年と非常に大きな出水、また渇水がございまして、流域にお住まいの皆様方に多大な被害を、影響を及ぼしております。今後早期に吉野川水系河川整備計画を策定しまして、必要な河川整備を着実に実施していきたいと考えております。本日はこの吉野川水系河川整備計画【修正素案】につきまして、流域の市町村長さんご自身、それぞれの立場での河川整備に対する具体的なお意見をお願いしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが開会にあたってのあいさつとさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

3. 市町長紹介

○司会

ありがとうございました。次に、本日まで出席いただいております市長及び町長の方々をご紹介させていただきます。名簿順にご紹介させていただきます。美馬市長牧田久様、三

好市長俵徹太郎様、つるぎ町長兼西茂様、東みよし町長川原義朗様、以上の方々にご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事へと入りたいと思います。本日の議事の進行は当事務所の大澤が行います。それでは、大澤さんよろしくお願いいたします。

○河川管理者

本日の進行役を務めさせていただきます、国土交通省の徳島河川国道事務所の大澤と申します。よろしくお願いいたします。

済みませんが、これよりは座って進行させていただきたいと思います。それでは、資料1に従いまして進めさせていただきたいと思います。ただいまからこの議事1) にあります「吉野川水系河川整備計画策定の流れ」、それから2) の「第1回吉野川流域市町村長の意見を聴く会の主な意見について」、それから3) の「吉野川水系河川整備計画【修正素案】について」というところまでを事務局の方で説明させていただきまして、ここで一度10分間の休憩をとりたいと思っております。その後、4) の「質疑応答・意見交換」というところに進みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。それでは、事務局の説明の方、よろしくお願いいたします。

○河川管理者

それでは失礼いたします。河川担当の副所長の山地でございます。よろしくお願いいたします。それでは、パワーポイントの方をごらんになっていただきたいと思いますけれども、2つありますので、ちょっと私が指す方は左側の方を指したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに策定の流れということでございますけれども、もう一度簡単に河川の基本方針と、それから整備計画の特徴ということで、ごく簡単にご説明をしておきます。

まず、基本方針でございますけれども、ここがございますように「長期的な視点に立った基本的な方針を記述する」というものでございまして、基本高水とか計画高水と、そういったものでございますが、そして個別事業など具体の河川整備の内容を定めなくて、考え方を記述するというものでございます。それに対しまして、今いろいろご意見をいただいております河川整備計画、これにつきましては、この基本方針に沿いまして、今回の場合ですとおおむね30年後の河川整備の目標であるとか、あるいは個別事業といったものを含んだ具体的な整備の内容というものを明らかにするというものでございまして、この

下に絵がございますけれども、基本方針の場合は一番右の方までですね、長い目標を持っておりますけれども、今回青い濃い色の部分の約30年ということでございますけれども、そういった部分の整備内容を具体的に定めていくということでございます。

これが策定の全体の流れというイメージ図でございます。まず、一番左の方に第1回ということで、ここではまずたたき台の素案をつくりまして、そしてご説明をさせていただきました。また、それに対して幅広いご意見をお聴きすると、徹底的にお聴きするというのを目的に開催いたしました。その後、先ほどございましたように、公表ですね、意見の公表を11月24日に行いまして、それと同時に問題点の明確化あるいは論点の整理といったものをまとめまして公表しました。

その上で整備局の考え方をお示しして、今回はちょうど真ん中の四角になりますけれども、第2回ということでございまして、ここで修正した素案に対しまして質疑応答や意見交換といったものを行っております。

このようにお聴きしたご意見をもとに素案を修正いたしまして、そしてそういう過程を、今回の2回目、そしてその右にあります3回目以降ということにつきましても、繰り返し行うことで皆様方のご意見を十分に反映できるというふうに考えてございます。

これは意見の取りまとめ方法ということで、少し絵にしましたけれども、先ほどからご紹介がございますように、一番左の上に6月23日に素案を公表した後、こういった市町村長さんからいただく回答が、学識者あるいは住民の方々からご意見をいただくということで、計11回開催してまいりました。

また、これらに参加できない方々というのもおられますので、中ほどにありますようにファックスとかはがきとかですね、それからインターネットと、そういったものでご意見を募集いたしました。その結果、先ほどありましたように総計で819件のご意見をいただいております。誠にありがとうございました。

いただいたご意見の中には、無堤地区の解消であるとか、あるいは環境目標値の設定、あるいは仕組みの話など、貴重なご意見がございました。そして、11月24日に公表ということでございますが、その後その意見を、真ん中の欄にございますように、治水とか利水とか環境とか、そういった各分野ごとに同じような意見は1つのテーマとして集約をいたしまして、そして138のテーマにまとめてございます。

そして、各テーマごとに対する整備局の考え方、あるいはそれに基づく修正箇所を一覧表にいたしましたものが、今お手元にもお配りしております考え方という資料、ちよっ

と分厚い資料でございますが、それでございます。それと、もう1点、一番右下の写真にございますように、整備計画素案の修正素案そのものでございます。

これは、その考え方の資料の方の中身を少し拡大して映しておりますけれども、この資料の見方を少し具体的にご説明をしておきたいと思っております。まず、一番左から2番目の欄に、「意見及び質問欄」というのがございます。これはいただいたご意見の中から、いわゆる質問とか意見に当たる部分を抽出しまして、要約をして記載をしております、いわゆるこの欄が819あったということでございます。そして、一番左の欄、これが「テーマ／意見要旨」の欄ということでございまして、ここは819のご意見を、さらに類似のご意見と判断したものにつきましては、まとめて要約して、その要旨を138のテーマに分けたということでございます。それから、中ほどの「四国地方整備局の考え方」の欄というのがございまして、これは一番左の作成したテーマに対しまして、整備局の考え方を示して、反映できないものにつきましてはその理由を記載しておりますし、それから反映できるものにつきましては一番右の欄に修正内容を記載しているところでございます。

その一番右の欄の見方でございますけれども、素案を修正しているところにつきましては太文字、あるいは要らない部分もございまして見え消しで消してございます。また、いただいた意見に対して既に素案の中で書かれているよという部分につきましては関係する部分に下線ですね、文章の下に下線をつけて示してございます。以上がこの見方でございます。

あと、整備計画に関連いたします公表資料ということでございまして、ここがございますように整備計画そのものやご意見、あるいはニュースレターといったものにつきましては、関係機関及び各市町村の窓口でも閲覧をできるようになっております。また、ホームページからも見られるようになってございます。

それと、いただいた各ご意見とかご質問につきましては、このように会場でもご説明させていただいておりますほか、整備計画に係る資料であるとか、それから河道検討に関わる詳しいデータ、そういったものにつきましては、当事務所の1階に吉野川情報室というのがございますので、そこでも閲覧がしていただけるというふうになってございます。以上が全体の流れ等のご説明でございます。

それでは、ここから、具体的に前回この会場で出ました代表的なご意見と同時に、中流でも住民の方々の会をやってございますので、住民の方々から出たご意見も含めまして、一緒に意見に対する考え方というのをご説明していきたいと思っております。

まず、一番初め、右上に共通-3というふうに書いてございます。これは、先ほどの考え方という資料の目次のところにも出てきますが、これが共通とか治水とか利水とかというテーマで、テーマ番号をつけてございます。

そして、これがテーマでございまして、まず初めに治水・利水・環境の優先順位というところでございます。具体的にはここにもございますように、一番上の方ですね、治水・利水・環境については優先順位を明確にすべきだと。2つ目が治水、利水よりも環境にウエートを置いた方がいいのではないかと。3つ目が、逆に治水・利水に重点を置いた方がいいのではないかと。それから、最後が、一緒になって考えなければいけないのではないかと、こんないろんな意見がございまして。

ご承知のように吉野川では各河道区間ごとにいろんな周辺地域の自然特性や、あるいは社会特性が異なるということございまして、さまざまな治水・利水・環境上の課題がお互いに複雑に関係してございます。従いまして、ある分野の課題を解決するに当たりましては、その他の分野につきましても考慮していくということで、基本的には調和を図りながら進めていきたいというふうに考えてございます。

これは、三好市の三野町の芝生箇所の写真でございましてけれども、ここで今工事をやっておりますけれども、この堤防位置につきましてはおおむね現況の河道から、現況の河道の平常時の水域を侵さないようにということ、それから河道の掘削につきましては、この左下の図面にございますように、平常時の水面以下の掘削を行わずに瀬・淵を極力残すと。そして、竹林についても伐採面積を極力小さくするといったような配慮をしております。

一方、地域ですね、堤防の堤内側につきましては、住民の方々がいわゆる社会活動をされているということで、そちらの方の面積も極力残すと、大きく確保するというふうな形で配慮させていただいているところでございます。これは、素案の中で赤で四角で囲んでいる部分ですね、今ご説明しましたような中身を修正で追加してございます。

次に、共通-8ということで、河川整備計画の事業工程ということでございます。一番上の方に、5年、10年の具体的な目標を立てて、できたかどうかを評価しつつ30年を見ていくというような方法、それから30年間の事業の計画一覧表のようなものがあればいいという話。それから、3つ目が、どのような整備をしていくのか、決まった時点で情報公開をお願いしたいと、こんな意見がございました。

それで、これはご承知のとおり現在平成16年の23号台風でやっている事業でござい

して、一番左が川島排水機場、それから真ん中が漏水対策ということで、下流の石井箇所とか、あるいは対岸の吉野箇所とかいったところです。それから、一番右が角ノ瀬、飯尾川の角ノ瀬でございます。いずれにしても、こういった事業を現在進めております。それから、これは上流の方でございます、岩津―池田間のいわゆる無堤地区でございます、この地区でございます、ご承知のとおり芝生とか加茂一で堤防整備を、それから西村中島では水辺の楽校の整備といったものを数年後の完成を目指してやっているところでございます。

それから、これは旧吉野川の方でございますけれども、左の方の赤が新喜来、それから右の方の赤い線が中喜来、長岸地区ということで、堤防整備を進めているところでございます。

今後の河川整備につきましては、整備効果の早期発現に向けまして、まずは現在実施中の箇所というものを最優先で進めさせていただきまして、早期完成に努めたいというふうに考えてございます。その後の整備箇所につきましては、基本的には浸水被害の発生状況であるとか、あるいは背後地の資産集積状況であるとか、上下流、対岸利害と、こういったものを考慮しながら適切に判断したいというふうに考えておりますけれども、実際の事業段階におきましては、新たな災害の発生があるとか、あるいは地元の情勢、あるいは用地買収等、非常に不確定な要素もあるということもございますので、具体的に調整を行いながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、治水の関係でございます。治水―3ということで、「平成17年台風14号洪水の流出量について」ということでございます。台風14号でもし早明浦ダムが満杯であったら吉野川はどうなっておったのだろうかというようなご質問でございます。

これにつきましては、被害状況で見えますと、この棒グラフにございますように、この場合は渇水によって早明浦ダムが、貯水量が余り、ほとんどない状態というところで、実際の被害は浸水面積230haというところでございました。そして、もしそのダムが満水状態であった場合の被害を想定しますと、中ほどのグラフですね、黄色の510haということで、これは平成16年の台風23号の被害規模とほぼ同等になるということでございます。さらに、ダムがなければということ想定いたしますと、一番左の緑の棒グラフでございます、850haの被害があったというふうに推定をされるところでございます。

ここで、参考的にでございますけれども、平成16年と平成17年の洪水を少し比較したものがこの表でございます、一番上が実績の流量、それから2つ目が既設のダムがない

と過程した場合、それから一番下は河道流量と書いてございますが、これは既設のダムの利水要領が満水とした状態といった想定で比較をしてございまして、いずれの場合も平成16年の方の洪水が規模が大きくなるということで、平成16年の23号を河川整備計画の対象洪水といたしておるところでございます。

次に、治水-4ということで、「治水施設整備に係る費用と効果について」、費用対効果ということでございます。ご意見にもございますように、堤防工事につきましては費用対効果を示して堤防を行わない案との比較も行うこと、そして、2つ目が工事区間ごとに工事費とその事業効果を示すこと、あるいは、中流の築堤よりも下流の内水対策の方が費用対効果の面で効果があるので、内水対策をもっと積極的にやってほしいと、そういったご意見でございます。

まず、これは外水はん濫についてでございますけれども、素案に示していますように、戦後最大洪水規模に対しまして浸水被害を防止することを目標に、今赤で示している部分あたりが、堤防とかそういった整備、それから少し見にくいですが、青色がちょっとついている部分、これが河道掘削とかといった部分を記載しているところでございます。そういった整備をしていくということでございます。

そういった中で費用対効果分析について見ますと、河川事業では通常上下流とかあるいは対岸間でその効果が関係し合うということでございますので、各工事箇所ごとということではなくて、一体の整備としてとらえて、全区間を対象として評価をするという考え方をとってございます。

それでいきますと、現在素案の内容について効果を見てみますと、この右の方でございますように、おおむね1.3から2.8といったことでございまして、当初は妥当というふうに判断をしているところでございます。

これは、今やっております角ノ瀬排水機場と川島排水機場でございますけれども、これはおおむね10年に1度の降雨を対象にしまして、床上浸水被害を解消するということを目標に計画をしております。

それぞれの費用対効果でございますが、この下にございますように、たまたまですが、3.2ということでございまして、これにつきましても効果があるということでございます。

なお、費用対効果の観点から上流の堤防整備よりも下流の内水を優先すべきということのご意見もございましたけれども、近年外水はん濫であるとか、あるいは内水はん濫が頻発している中で、やはり被害状況に応じて適切に対応をとっていかなければならないと

いうふうに考えてございます。

次が治水－5でございます。「吉野川の洪水を安全に流下させるための対策」ということで、まず築堤の関係でございます。たくさんございますけど、幾つかさっと見ますと、総合治水について余りにも記述が少ないのではないかと、あるいは2つ目でございますように、堤防の位置は何案か出して、住民が納得する案を採用するようにしたらどうかと。それから、中ほどにございますが、堤防位置を後退できる場所は引いて建設して、川に遊びを持たせた方がいいのではないかと、あるいは歴史・文化・景観といった配慮が必要ではないかということ。それから、一番下の方に河畔林等を分断しないというようなご意見もございました。

これは、先ほども少しありましたが、堤防の位置の考え方でございまして、いずれにしても現在の河道というものがございまして、その河道の能力を基本に考えまして、上下流一連の区間で無理なく、まず流下能力を確保できるといったところで、堤防の位置を設定させていただいております。例えば、その無堤地区の堤防法線といったものは、おおむね現況の河岸より堤内側ですね、こういった位置に設定をしております。そして平常時のこういった青い、水色の水が流れている部分に影響を余り与えないように。そして、歴史・文化の面でも河岸沿いに植えられているこういう竹林とか、そういったものを、大半を存置できる計画といったことで配慮をしているつもりでございます。

これは、先ほども少し触れましたように、河道の掘削の部分につきましては、こういうふうに斜線の部分を掘削して、通常水がある部分より下は余り掘削は行わない。そうすることによって瀬・淵の状態を残すことができるということでございます。

次に、現在の無堤地区ですね、ここにございますが、図にも映しておりますけれども、これを遊水地としたらどうかというようなご意見もございました。無堤地区につきましては、浸水被害が非常に頻発しておりますし、それから現状でもそういった面で安全度が著しく低いと。また、長年築堤に関する強いご要望があるといったことを考慮すれば、そういった遊水地という件につきましては、やはり素案への反映は難しいのではないかと、いうふうに考えてございます。

それから、堤防の位置は複数案を示すべきというご意見もございました。素案でそういった法線を示してございますので、ご意見をいただければ必要な検討を行って反映すべきは反映し、できない場合は理由をつけて説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

同じく、治水－6で、今度は河道の掘削ということでございます。ご意見の方でございますけれども、一番上にごございますように、大水が発生したときどのような対処をしているのかと、まず木を切るとかといったように、そういった木を切ることを全面的に推進していったらどうかと。それから、河道掘削によってどの程度水位が下がるのかと。それから、一番下でございますが、大規模な河道の掘削が行われた場合に、河口の干潟ですね、そういったところへの土砂流入が低下してしまうのではないかとといったようなご意見がございます。

これは、まず過去からの河床高の変化がどのようになっているのかといったところで、岩津より下流の区間、河口までの区間を、データを整理して絵にしたものでございます。縦断図ということでございますけれども、少し見にくくて申しわけございませんが、ご説明をしますと、昭和30年代から昭和40年代、ここにつきましては、この間につきましては河床低下が進行していたという時代でございます。その後、昭和50年代以降は、おおむね安定傾向にあるということでございます。ただし、岩津といったところ、ここですね、そういったところにつきましては狭窄部でございまして、河床の変化が激しいということでございます。

これは、同様に岩津から上流の池田あたりまでの区間の絵でございますけれども、全く傾向は同じでございます。従いまして、吉野川の池田から下流について見ますと、全川の的にそういった同様の傾向があるということでございます。ここで、整備計画におきます河道掘削の考え方というのは、先ほども少し触れておりますけれども、まず堤防の位置が決まります。こういった形で堤防の位置が決まります。そして、堤防だけでは流下能力が不足する区間、これにつきましては、必要最小限の河床掘削あるいは樹木の伐採によりまして、流下能力を確保していきたいというふうに考えております。従いまして、河道掘削を実施する区間は極めて限定的なものというふうに考えてございます。

ちょっと先ほどもこの絵が出てまいりましたけれども、ただそこには竹林というのがございまして、ご承知のとおり、竹林につきましては歴史的、文化的な価値、あるいは景観と、あるいは生物が生息しておりまして、そういった動植物にも関係しているということの認識は持っております。従いまして、計画に当たりましては、竹林等の伐採は、堤防敷地として必要な部分や、それから掘削を実施する上で最低限必要な部分、それにとどめて、可能な限り存置させたいというふうに思っております。

また、河道掘削に当たりましては、先ほどの瀬・淵を極力改変しないということと、

その他、現在おおむね安定している河床、先ほどご説明したとおりでございますけれども、そういった現状と流れの状態、これを大きく変化させないように留意をして、河床形が維持されやすい計画というふうに考えてございます。従いまして、河床掘削によります河口部の干潟への影響といったものにつきましては、このように流れの状態を現状と大きく変化させない、あるいは河床掘削は限定的なものであるということから、少ないものと考えてございます。

これは、河道の掘削等によって、先ほどの水位低減効果というところを少し区間ごとに見たものでございまして、これは20kmから40kmの間、善入寺島、赤で示しているところが善入寺島でございますが、この辺は掘削が入っておりまして、そうしますと、こういうふうには上流の2カ所あたりが、ハイウォーター以下に抑えられるという絵でございます。

これは、40kmから60km手前ぐらいまでの脇町第一とか舞中島とか、沼田・半田といったところの河床掘削を赤の部分で示すと、その直上流のあたりがそれぞれ水位低下をしていると。特にこの区間で57km800という、沼田・半田の少し上の部分ですね、縦に赤い線があるところでございますけれども、ここで最大の効果が出るということで、おおむね0.8m程度水位低減効果があるということでございます。

これはもう少し上流、60kmから上流で芝生・太刀野地区の河道掘削を行いますと、その直上流にも同じように効果が出るという絵でございます。

次に、竹林の伐採のところのお話ですけれども、先ほど申し上げましたように、極力配慮してということで、堤防敷地などで必要な部分、これが7haぐらいと思っております。それと、掘削をする部分で7ha、合わせて14haぐらいというふうに思っております。これは右下に棒グラフが経年変化でずっとつけておりますけれども、14haぐらい。現在大体竹林面積は308haぐらいございますので、その約5%ぐらいがそういうような伐採という対象になるということでございます。

これは、河道掘削の内容についての素案の修正箇所でございます。

次に治水-7ということでございまして、ご意見としましては、ここにございますように、堤防の法線は計画的にどれぐらい意義があるものなのですか、それから法線の地域住民への説明会はいつごろですかと、こういうことでございます。整備計画におきましては、おおむねの堤防の計画位置というものを示してございまして、詳細な位置につきましては、測量設計を経た後の段階で決めていくということになります。従いまして、その段階で地元にはご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、「治水－9」ということをごさいます、「岩津上流の改修による下流への影響量について」をごさいます。上の方にございますように、吉野川では昔から「中流は遊水地」としての考え方があったが、この遊水地の意味を教えてほしいと。それから、2つ目をごさいますけれども、築堤で遊水地帯が減ってくると、下流の水位が上がってしまうのではないかというようなことをごさいます。これにつきましては、整備計画で説明しておりますように、平成16年の台風23号と同規模の洪水を対象としてやっておりますけれども、河口から池田までの間の堤防締切が既に完成した状態を想定して、河道の流量を計算しております。そして、この流量に基づいて堤防等の必要な整備内容を決定しているところをごさいます。この河道の配分流量の決定に際しましては、上流の改修による下流への影響量といったものは、あらかじめ考慮されているということをごさいます。

これがその修文あたりをごさいます。

次に、治水のテーマは同じをごさいます、その中で、岩津～池田間におきます遊水地という話をごさいます。これにつきましては御承知のように、これまで下流側から優先して整備を行ってきたということをごさいます。従いまして、上流側では改修の着手が遅れた経緯があるということから、洪水時に川からはん濫があったものと思っております。しかしながら、ここにごさいますように、昭和40年以降、改修に着手してございまして、堤防を整備していく区間というふうに位置づけを行いまして、現在整備を行っているところをごさいます。

次に、「治水－11」ということをごさいます。「吉野川本川堤防の整備の進め方について」ということをごさいます。ご意見につきましては、ここに3つほど出てございますけれども、どの地区から堤防の整備をするのか。あるいは3つ目に、無堤地区の堤防整備を早期に実施してほしいと。これにつきましては、先ほどご説明しました共通テーマの8というところで、「河川整備計画の事業行程について」と同様の回答になると思しますので、ここでは割愛させていただきたいと思します。

次に、「加茂第一箇所の実施に関する計画内容について」ということで、「治水－20」をごさいます。3点ほどございまして、一番上、山口谷川と山陰谷川がはん濫して、その対策として堤防をつくるのか、樋門をつくるのかと。それと、2つ目をごさいますけれども、山口谷川合流点付近は堤防ができて、内水被害はなくなると。内水被害を軽減するには河道を大きくとってもらいたいということ。それから、3つ目にごさいますように、河道掘削を行った場合に水位計算を行って、結果もあわせて教えてもらいたいという

こととさせていただきます。

これは、その辺の検討をしたものでございまして、結論から申し上げますと、支川処理方式というのは、ここにございますように樋門で閉め切った場合、右の方の絵ですが、それとその後、バック堤というふうに書いてございまして、本川から山口谷川の方に堤防を延ばす、いわゆるバック堤。この場合を検討した結果、被害軽減効果が大きいバック堤方式による整備を採用するということにしました。左の絵にございますように、当初、素案では樋門閉め切りといったような絵になっておりましたが、今回の修正素案ではバック堤という絵にかえてございまして。

これは河道掘削というご意見もございまして。河道掘削につきましては、流下能力不足に対して特に、下の写真にございますけれども、高瀬谷川の部分とか、それからちょうど山口谷川の対岸の部分、そういったところの河道掘削を見込んでございまして。この掘削によりまして、山口谷川合流点付近の水位というのは、おおむね0.3m程度低減できるというふうにございます。

次に、「治水-21」でございます。「加茂第二箇所の実施に関する計画内容について」ということで、意見が2つございまして。1つは、加茂第二箇所では素案の堤防法線で工事が行われると、高島の歴史的な景観あるいは水害防備林が保全できなくなるのではないかと。法線を見直してほしいと。それから、堤防法線を変更した場合の水位計算を行って、あわせて公表願いたいということにございます。下の写真にございますように、これは今のご意見をもとに法線の位置を比較検討したものでございまして、少し見にくうございましてけれども、赤い線が今の素案の提案する位置でございます。それから緑の線がございまして、これが②案ということで、川幅を少し広げるように右岸側に拡幅した案でございます。それから、③案というのがございまして、青い線でございますけれども、これが高島を完全に残した案ということで③案を考慮してございまして。

これは、各案によって水位がどのようにかわるかという縦断図を示しておりますけれども、これもご説明いたしますと、まず①案、素案の案は当然のことにございますけれども、計画高水を上回らない、ここでいきますと赤い線でございます。そして、②案でございますけれども、少し右側に寄せたんでございまして、これは①案に対しまして、本箇所よりも上流区間で若干、ここにございますように0.1m程度でございますけれども水位低下があると。ただし、拡幅をしますので用地買収の対象面積が増えてくるということ。それから、③案につきましては、同じように掘削する高島よりも上流の区間では0.1mぐらい水位低

減効果がございますけれども、それ以外に、②案よりもさらに用地買収が増えるということ。また、ちょっと右下の写真でいきますと、ちょうどこのあたりでございますけれども、新たに90戸程度の移転家屋が生じるということになります。なお、高島付近でこのように法線を拡幅する②案、③案、緑の線とかあるいは青の線につきましては、この地点では逆に水位が上昇するというふうに出ています。また、ちょうどへこますということで、上流から来た水の水あたりになってしまうと。水を呼び込むというような形になってしましまして、治水上也危険であるというふうな考え方をしております。さらに、先ほど説明しましたように事業費も高くつくといったことでございます。

それと、その高島でございますけれども、ここに少し示しましたけれども、文献調査等もあわせて行わせていただきましたけれども、三加茂町史にも高島に史跡等は掲載されてございません。そして、素案の法線案では潜水橋というのがございますけれども、そこを通って島へ渡るような景観が保全できるということ。そして、川側に竹林を残すことで堤防が目立たず、対岸からの景観も大きく改変する計画ではないというふうに考えております。従いまして、素案の堤防法線を採用していきたいというふうに考えているところでございます。

特に利水はございませんでしたので、次に環境の方に移らせていただきます。

「環境-3」ということで、「環境目標となる指標の設定について」ということでございます。具体的なお意見でございますけれども3点ほどございまして、例えば昭和40年代ごろの環境を目指すというような環境目標としないのかと。あるいは、2つ目でございますけれども、保全のための数値指標を設定したらどうかと。それから、3つ目でございますけれども、絶滅危惧種やアユ・モクズガニの生物自体を指標としてはどうかというようなご意見でございます。

まず、最初にある時代を、年代を設定するというご意見でございますけれども、下にも書いてございますように、現時点においては過去の生態系に関する環境調査というのを量が不足してございまして、当時の河川環境を正確に把握するという事は困難であるというふうに考えてございます。その他、ここに示しましたように、河川を取り巻く自然環境であるとか社会環境、あるいは人為的な条件が変化するという事で、自然環境であれば降雨パターンあるいは出水状況が変化していますし、それから社会環境につきましても、下の写真にございますように非常に変わってきていると。宅地開発等で変わってきていると。そういった事情がございます。

次に、特定の生物を数値化した指標をつくってはどうかというご意見でございます。これまで我々としましても、河川水辺の国勢調査といったもので調査をしてまいりまして、その種類数とか、その経年的な変化等はある程度把握できておりますけれども、生物ごとの生息数などの、いわゆる定量的な評価が難しいのではないかというふうに考えてございます。

これは、具体的に河川水辺の国勢調査をどんなふうに行っているかという表でございますけれども、それにありますように、調査項目、魚介類、底生動物、植物、鳥類、哺乳類といった形で、各実施年度、調査箇所を示してございます。平成3年度からやっております、各調査項目は非常に調査量が多うございますので、5年に1度といった周期で調査を行っているところでございます。

また、ここにもございますように、生物の個体数の変化の要因といいますか原因は、人的な要因だけではなくて、これは平成12年度と平成17年度を比較しているものでございますけれども、ご承知のように、平成16年度の度重なる洪水によりまして、砂州上の植生分布は随分変わっているというふうなこともございます。これらのことを考えますと、現時点で目標設定をするということは困難であるというふうに思っております。しかしながら、今後も環境情報といったものの蓄積は行っていきたいというふうに考えております。そして、中央の社会資本整備審議会の河川分科会におきましても、その必要性というものは求められているということもございますので、引き続き検討は進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、「環境-9」というテーマでございまして、「多自然川づくりの検討について」ということでございます。まず、工法ということでございまして、2つほどご意見が出ております。1つは、伝統工法を整備計画に盛り込んで、河川工事に活用してほしい。それから、2つ目が、捨石等を使用することによって、親水性や景観の回復、あるいは生物の空間の質的向上を図ってもらいたいというふうなことでございます。これは素案にも書かせていただいておりますけれども、河川工事の際には今後も多自然川づくりというものを基本として計画していくようにしてございまして、河川環境には配慮していきたいと考えてございます。なお、伝統工法につきましては、多自然川づくりの中で検討していきたいというふうに思っております、その実施の可否も含めまして、構造について、専門家のご意見を伺っていただきたいというふうに思っております。

これは、これまでやってきました多自然川づくりの施工例ということで写してござい

す。上の方が徳島市の方で災害復旧、平成17年にやってものでございまして、コンクリート籠に自然の石を詰めて石を施して、そしてカニ類の生息環境に配慮したと。それから、下側の方はつるぎ町で災害復旧工事をやっております、除石やあるいは間伐材といったものを使いまして、水際を多孔質なものとして、魚類とか底生動物あるいは植物が定着できる材料を使用して、極力周りとの調和を図っているという事例でございます。

これは素案の修正でございます。

次に「環境－10」というところでございまして、「多自然川づくりの検討について」の、今度は仕組みの観点でございます。これにつきましては、検討して住民や専門家の意見を聴いて、議論できるシステムづくりが大切であるということでございます。多自然川づくりについては、今後、必要に応じて地域住民の方々のご意見をいただけるような仕組みづくりについて検討を進めていきたいというふうに思います。ただし、その下に書いてございますように、災害復旧工事なんかの場合は緊急性があるということでございまして、必要に応じて専門家の意見を聴きながら、河川環境にも配慮したものとしていきたいということでございます。

それと、住民参加の事例ということで少し出しましたけれども、ご承知のとおり、第十堰の補修の件でございます。意見募集の記者発表あるいはホームページで補修原案を公表いたしまして、そしてそれに対していただいたご意見をもとに、できる限り設計に反映したという補修工法でございます。

これは、石工の職人の方を交渉して現地においでいただいて、そして現地で過去の十堰の補修に関する話であるとか、青石の入手方法であるとか、その組み方、そういったものをご説明していただいたという例でございます。

次に、同じく多自然の調査とか評価に関する意見でございます。2つございまして、まず、環境への影響については検証を行って、工事に生かすべきではないか。それから、2つ目、既に行われた工事箇所についても、自然環境を回復してほしいというようなご意見がございました。河川環境の把握のために水辺の国勢調査をやっているということを先ほどご説明いたしましたけれども、基本的には河川工事を行うに当たりまして、環境への影響についても当然配慮すると。今後も、このような調査を継続して、保全に努めていきたいというふうに思っております。また、多自然川づくりでございますけれども、施工事例を今後も蓄積をいたしまして、河川工事に生かしていきたいというふうに思っております。それから、既にできている箇所につきましては、変形・損傷の状況に応じて補修は行って

いかなければいけないと思っております、そのときにいろいろ工法を検討したいというふうに思います。

次に、変わりました、「環境－15」でございます、「河川空間の利用促進について」ということでございます。これは幾つか出てございますけれども、水辺に近づきやすい親水護岸の整備。それから、水際公園のようなもの。あるいは遊漁船の船溜まりや釣場の整備といったご要望がございます。それから、逆に自然を破壊してまで親水護岸を本当に整備するのはおかしいのではないかとといったご意見もございます。

これは既にご承知のとおり、吉野川での桜づつみモデル事業とか、あるいは水辺の楽校といったものも、各市町村のご要望を踏まえながら整備してまいったところでございます。また今後も、このような河川空間の利用促進であるとか、あるいは子供たちが自然と親しめる水辺を関係市町村の皆様方と一緒にしまして、計画から調整しながら、可能な範囲で我々も基盤整備等につきましてご支援を行っていきたいというふうに考えております。

次に、「環境－16」ということございまして、「河川利用における高齢者への配慮について」ということでございます。ここでは2つほどございまして、親しみのある川にするために、坂路や遊歩道の整備、それから足の悪い人や高齢者に配慮した取り組みといったことがございます。

これも既に行っているところでございますけれども、高齢者への配慮ということで、こういうふうなバリアフリーとか、それから手すりのついた階段とか、点字ブロックとか、そういったことをしてまいっております。今後、これにつきましても、河川の利用計画を踏まえまして、可能な範囲で基盤整備等の支援を行っていきたいというふうに考えてございます。

これが修正案でございます。

次に、維持管理部門に入っております。まず、「防災情報の充実について」ということでございます。2点ほどございますけれども、まず防災情報が正確かつ迅速に伝わるように、わかりやすい情報の整理と伝達方法。それから、市町村との連携で行うソフト対策についてお聞きしたいということでございます。

当事務所では既にご承知のように、洪水予報の発表であるとか水防警報あるいは水位予測といったものを、各市町村や報道機関の方へお伝えしているところでございます。平成17年の水防法の改正によりまして、旧吉野川の方につきましても、住民の避難の誘導の

ための特別警戒水位情報というのが新たにできまして、その発表を追加いたしておるところでございます。さらに、光ファイバー網を活用いたしまして、防災の情報等を各市町村に直接伝達するための整備を進めておりまして、これまでに鳴門市と北島町への接続が終わっております。なお、住民の方々への提供ということでございますが、当然報道機関を通しては見られますけれども、そのほかにここがございますようにインターネットとか、それから上は携帯電話ですね、これによって情報等をとることができるように、我々も整備を行っているところでございます。

これは、各市町村の住民の方々がわかりやすい防災情報を正確に理解して、そして的確な行動につながるように、極力防災情報に使用する言葉の改善などに努めていきたいということで、その事例を示してございます。右の方で、破堤というのは堤防の決壊とか、洗掘というのは深掘れとか、ちょっと右の方でもわかりにくい部分はまだあるかもわかりませんが、こんなことで順次対応していきたいというふうに思っております。

これが、その辺を修正した素案でございます。

あとは防災情報の充実の中で、市町村長との連携で行う対策ということでございます。これもいろいろお世話になっておりますけれども、水防連絡会、それから重要水防箇所の合同パトロール等もでございます。

それから、これですけれども、水防演習とか水防技術講習会、それから情報伝達の訓練、それから樋門の操作訓練、それから左下の排水ポンプ車の訓練。こんないろんなことを連携していただきながら防災体制の充実にも努めているところでございます。

なお、当事務所におきましては、市町村の方が洪水ハザードマップをつくるということにつきましては、当事務所に災害情報普及支援室というのを平成17年1月に設置しておりまして、技術的な支援を行うことによってハザードマップの作成を行っていただいているところでございます。

それから、これは1つのご意見を取り上げておりますけれども、通常の水難救助あるいは洪水被害に対しても水害ボランティアを導入したらいかがですかということでございます。近年、水防団員の減少であるとか、あるいは高齢化といったものがありまして、非常に水防団の組織力が低下しているということが言われております。この問題に対しまして、平成17年の水防法の改正によりまして、公益法人などが水防団体と連携して活動を行うために、水防協力団体制度というのがというのでございます。

これが、そのスキームをあらわしたものでございますが、真ん中に水防協力団体とい

うことをごさいます、公益法人とかNPOの方が自発的な水防活動を促進するために、水防管理者でございます市町村長さんの方に申請をすれば指定ができるということをごさいます、指定をされた団体につきましては、水防団と連携して水防の協力業務を行うことができるというようなものをごさいます。

次に、同じ防災情報の「維持管理-1」というテーマの中で、今度は地震対策についてということで、これは具体的な地名が入っておりますけれども、下流の地区は高潮をもろに受けると。住民の直接訓練はまだやられていないので、そのような対策もお願いしたいということをごさいます。これにつきましては、県内各地の市町村や、あるいは自治会の単位で、こういった訓練が行われるところをごさいます。また、ここの写真にもごさいますように、昨年7月30日に我々としましても、関係機関と合同で大規模津波防災総合訓練といったものを開催させていただきました。今後、県や各市町村が行います訓練等につきましても協力を行っていきたいというふうにごさいます。

それから、これは吉野川河口部の津波遡上に対する対策ということで、ちょうど第十堰よりも下流のところ、赤で丸がついている8つの樋門につきまして、津波警報などが発令されると、樋門が自動で閉まるような整備を平成17年度に終了しております。この4月、19年度から、それを本格運用していきたいというふうにごさいます。

これは、その修文の関係をごさいます。

それから、これは池田ダムからの放流量予測を予報とした形で出してもらいたいというふうにごさいます。

これは少しわかりにくいですが、このグラフはずっと放流量が増えて、下がっている、一つのハイドロを示したものでございしますが、この図は上に数字の説明がございすけれども、黒の数字は関係機関への通知を池田ダムから行っているところをごさいます。それから、赤の数字は住民の方々への周知ということで、こういったタイミングでやっているかというところを数字で示してございす。住民の方々へはご承知のとおり、警報局とか警報車によるサイレン・スピーカー、あるいは巡視による周知ということをごさいますけれども、このほかに放流量が $8,000\text{m}^3/\text{s}$ を超えますと、通常こういったダム情報に加えまして、新たに関係機関にも情報提供を行っております。また、インターネット等でもリアルタイムで情報が見られるようになっております。この $8,000\text{m}^3/\text{s}$ というのは、池田水位観測所におきましてのおおむねの危険水位に達する水位に相当する流量でございす。

これが具体的に見られる画面でございまして、池田総合管理所のホームページで見られることになっております。具体的には降雨の状況であるとか、あるいは池田ダムからの流入、放流量、それから貯水位とか、そういったデータが1日前から1時間ごとの変化が見られるということでございますので、ご活用いただけたらと思います。

それから、ハザードマップ等の充実ということでございまして、意見が3つほどございます。一番初め、高齢者、障害者、病人といった方々に対するハザードマップについて補完してほしい。それから2つ目は、地域の特性を踏まえて、本当に役に立つハザードマップをつくってほしい。あるいは、身近な洪水に対してハザードマップが必要になるのではないかとございまして。

この絵は先ほどからご説明しておりますように、当事務所の方で浸水想定区域図をつくって、それを市町村が使われてハザードマップをつくるということでございまして、完成すれば住民の方々に周知する義務があるということでございます。

これは、ここ吉野川市の事例を使わせていただいておりますけれども、実際このハザードマップは平成16年の23号の浸水実績を聞き取り調査をされて、そして内水はん濫地域とか冠水した道路とか、あるいは早目に避難が必要な区域など、きめ細かな情報をわかりやすいマークや色使いで工夫された非常にいい事例だということで紹介をさせていただきました。

また、同時に、先ほどの当事務所にも災害情報普及支援室があるということですので、ご相談いただければご協力ができると思います。

これが修文でございまして。

それから、「維持管理-6」ということで、「排水ポンプ車の運用について」というのがございました。これは、排水ポンプ車を要望したときには即時に応じてもらえるように取り組みをお願いしたいと。また、そのポンプ車の稼働実績とか運営規程について教えてほしいということでございます。

現在、当事務所、この写真にございますように、1分間に30m³を排水できるポンプ車が3台、それから60m³が2台、150m³が1台の合計6台ございます。その実績でございましてけれども、平成16年と平成17年の事例でいきますと、合計で10回の出動を行ってございます。また、排水ポンプ車の出動についてでございますけれども、各市町村から出動要請を県の方にさせていただきまして、県の水防本部から当事務所の方に要請をいただくようになっておるところでございまして。

これが修文でございます。

それから、「維持管理－9」ということございまして、「排水施設の機能維持について」ということでございます。これは、既にあります内水排除の対策について、県との連携で河道掘削とか樋門のコントロール等を工夫してほしいと。あとの意見も大体同じでございます。水がはけにくくなったところの伐採とか、それから堆砂をのけてほしいということでございます。この写真はそういったところで、左の写真が堆砂でいっぱいになっているものをのけた後、きれいに流れやすくなったというような状況の写真でございます。

我々としましても、今言ったようなことのほかに、このように普段から洪水時に機能が常に発揮できるように点検をしております、そういったことにも対応しているということでございます。

次は、「維持管理－21」ということで、「池田ダムにおける護岸の荒廃について」ということでございます。これは、池田ダムの中流の大利地区では、護岸の荒廃によって増水のたびに危険が増している。一度現地を調査してほしいというご要望でございます。これにつきましても、大利地区につきましては、水資源機構におきまして現地調査を行うとともに、その後、巡視等で現地の状況を監視しているところでございます。対策でございますけれども、三好市を初め関係機関が協力して行う必要があるというふうにご考えてございまして、引き続き協議をしていきたいということでございます。また、現地の状況につきましても、巡視等により確認を行っていくということでございます。

それから、23のテーマ、「ダムの堆砂について」ということでございます。近年、度重なる出水によりましてダムの堆砂が進んでいる。ダムの洪水調節効果が減っているのではないかと。早く何か処置をしてほしいという話。それから、もう1点は、早明浦ダムの堆砂量の変化。これは前に素案のときにお示したのですけれども、平成5年から8年にかけて逆に堆砂が50万 m^3 ぐらい減っているのではないかと、その理由を教えてくださいということでございます。

これはダムを横から見たところございまして、ダムの容量はご承知のとおりこういったことになっているわけですが、一番下に堆砂容量ということで容量を確保しております、柳瀬ダムを除きます各ダムでは利水容量内の、上の2つの方の有効容量と書いてございますが、この容量内には余り堆砂はないということでございます。

それから、柳瀬ダムでございますけれども、今の洪水調節容量とか、あるいは利水容量内の堆砂率というのは約1割ぐらいございまして、現在のところ、ダム機能自体には

障害は発生していないということですが、平成3年度より堆砂除去ということを行っておりまして、今後とも容量回復のために引き続きやっていきたいというふうに考えております。

それから、今の早明浦ダムの堆砂量のことでございますけれども、その辺の原因は一言で言えば測量誤差等が主な原因ではないかというふうに考えてございます。測量は毎年決まった場所ごとで、横断方向にダムの貯水池を船で走行させて、そして超音波を発信する機械で測量をしているわけですが、毎年同じように走行できれば誤差は少ないということですが、やはり現実的には風や波があつたりして船が揺れたりすることで、どうしても多少のずれが出てくるということですが、これによりますそういう小さな変化でも計算をいたしますと、非常にダムが大きいということもございしますので、それ相応の堆砂量になるということですが、いずれにしましても、そういったことば、誤差の範囲内であるというふうな認識でおります。

以上で、ご意見に対するご説明、少し長くなりましたが終わらせていただきます。そして、ここからは、これまで4回のこのような場を持っておりまして、そこで出ましたご意見を、たくさん出ておりますけれども、幾つかずつ紹介させていただきます。

まず、初めに昨年の12月25日の学識者会議で出た意見でございます。一番上でございますように、森林と川の水のかかわり。遮断蒸発という専門的な言葉でございますが、そういったものについて、もう少し正確な表現をしてほしいということ。それから、「吉野川の概要」、それから「吉野川の現状と課題」といった1章、2章の部分に、吉野川の地域の多様な産業との関係について、もう少し書いてほしいと。それから一番下ですけど、治水・利水では設置されている委員会とか協議会はありますけれども、同じように景観についてもそういうものを設置してほしいということでございます。

それから、これは1月20日に開かれました吉野川市での住民の会のご意見でございます。これは4つほどございますけれども、森林についての意見を受けて素案を修正されているのは一歩前進だけれども、もう一歩進めてほしい。それから、内水対策でございますけれども、現在の2カ所以外は整備計画への記載がないということが残念でありますということで、これももっと前進したものを出してほしいと。それから3つ目、環境の話でございますが、部分的な修正はあるけれども、環境目標の設定など、大きなところの意見反映ができていないのではないかと。それから4つ目でございますけれども、各会場のご意見というもの、吉野川地域の特徴がよく出ておるということで、上流から下流まですべての人の声

をたくさん聞いて、この整備計画に十分反映してほしいというようなご意見でございます。

次に、1月21日に行われました徳島市の会場の意見でございます。現在計画されている堤防の強度、これは堤防を超えるような洪水を想定しているのかという話。それから、想定外の洪水、いわゆる超過洪水に対して被害を減らすために土地の利用とか、それから河川以外の分野の行政とか、あるいは地域への提案が必要であるのではないかと。それから、吉野川は特に河口部のことでございますけれども、汽水域のデータが多くある川なので、そういったデータを使って具体的に環境の目標を盛り込んでもらいたいということがございます。

それと、これが最後になりますけれども、上流域で市町村長さんの意見を1月22日に聞いております。3つほどございまして、直轄管理区間以外の対策についても、考え方として管理権限が誰であっても一体的にみんなが協力して解決するというようなことを整備計画に反映してほしいと。2つ目が、県との連携をもって、等しく安全を確保させる形で対策を進めていくということを書いてほしいと。それから最後になりますけれども、ダム of 湛水池やダムの下流には濁水の問題があるということで、ダムの水面から上の部分は植栽等いろいろな事業をやっているんだけど、通常の水面よりも下の部分については裸地ということになっておりますので、その辺の対策をお願いしたいということがございます。大変長くなりましたけれども、以上でご説明を終わらせていただきます。

○河川管理者

どうもありがとうございました。それでは、ここで10分間程度休憩をとらせていただきたいと思います。前の右側の時計で25分までとらせていただいて、25分から再開ということをお願いしたいと思います。なお、会場の出入り口にお茶を用意しておりますので、ご自由にお飲みいただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、今から25分まで休憩をとらせていただきたいと思います。

〔午後 2時13分 休憩〕

〔午後 2時25分 再開〕

○河川管理者

議事の方を再開させていただきたいと思います。ただいまから先ほど事務局の方から説明がございました修正素案につきまして、ご意見、ご質問等を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。ご発言は勝手ながら資料2の名簿にございます順にお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。なお、ご発言に当たりま

しては、傍聴の方もございますので、マイクにてご発言の方をよろしく願いいたしたい
と思います。

それでは、美馬市長の牧田様からよろしく願いいたしたいと思います。

○美馬市長

それでは、美馬市長の牧田でございます。では、座っていいですか。では、座ったまま
でさせていただきます。

先ほど来、意見聴取あるいは修正等についていろいろご説明をいただきました。本当に
地域の方々の意見をよく聴かれて、また修正等もなされておりました。あんまり申し上げ
ることはないのですけれども、一、二点、私の考えを発言させていただいたり、あるいは
若干今の修正点等をちょっとはみ出すところもございますが、その点についても気のつい
たところを若干言わせていただいたらと思います。

まず、いろいろな上流・中流・下流域でご意見がございまして、特に基本方針から整備
計画に移る中で、整備計画の中でやっぱり下流域、上流域、中流域でそれぞれ意見があっ
て、若干利害の対立するところもあるわけです。特に上流域、我々中流域につきましては、
当初の吉野川のデ・レーケ以来の整備計画はいわば遊水地帯であったということで、まだ
無堤、築堤がなされていない無堤の地区が非常に多いということで、我々としてはまさに
いろいろな洪水とかあるいは内水とか、直接的に本当に被害を被っているわけです。特に
平成16年の23号やなんかでも本当に直撃を受けまして、ひどい災害になっているというこ
とで、無堤地区は厳しい災害のいわば来襲を受けているわけですから。

下流域の方々のご意見もいろいろお伺いいたしておりますと、下流域の方々には現在築堤
は全地域終わっております、何らかの形でその恩恵を受けられておると。一方、無堤地
区の方は直接的に被害を受けるというふうなことで、この整備計画についてのスピードと
か、あるいは内容についても温度差があるのは当然だと思うんです。我々中流域といたし
ましては、何度も言うように申しわけございませんけれども、ひとつ本当に無堤地区の解
消をぜひお願いを、早くしていただきたいということで、この整備計画が遅れば遅れる
ほど、無堤地区の解消が遅れてくるわけですから、下流域の方のいろいろなご意
見もあるでしょうけれども、この計画のつくり方を一旦、できるだけ早く整備計画をまと
めていただいて、つくっていただいて、それでいろいろな、これから下流域の方もご意見
もあるでしょうから、そういう計画の手直し、あるいは内容についてはぜひひとつローリ
ングという作業で、我々中流域としては無堤地区を1日も早く解消をお願いいたしたいな

と。そのためにはその前提となるこの整備計画を本当に早く仕上げていただきたいなど、お願いをする次第でございます。

それから、特に下流域もそうですけど、中流域までにつきましては吉野川の支川がいろいろございまして、内水の排除というのはやっぱり大きな課題だし、先ほどの話でも出ましたが、費用対効果が非常に大きいという話も、特に下流域ではそんな話も出ておりました、中流域でも全く同じでございまして、内水の排除について、全部が全部ポンプアップして、本川の水位が上がったら内水が出ていかんのを排除せよといっても無理な話なので、それは当然我々も理解しておるのですけれども、支川の、吉野川に流れ込む支流の中で大きな川で、大きな川にはところどころ中流域でもポンプ場をつくっていただいています。それと、県の管理する河川、あるいは我々の市町村が管理する普通河川、そういう河川のいわばポンプ場をつくってもできるだけそれを有効活用するという意味で、そこへきちっと連携をできるような手法というか、連絡調整をぜひお願いしたいと思うわけです。内水排除についてどこも非常に困っておられると思いますけれども、そういうことでお願いをいたしたいと思います。

それから、防災の件なんですけど、順番が前後して誠に申しわけございませんけど、思いつくままで発言させていただいて申しわけないのですけど、防災情報の件なんですけど、私たちの地域イントラとか、あるいは地域情報システムをこれからつくっていくわけです。その中で、そういういわば公共施設や、あるいは個人の管理者の方に災害情報、防災情報を直接できるだけ早く伝えていきたいという気持ちがございますので、そういう地域の情報システムをつくるときに、できるだけ、直接つないでくれというのも難しいかもわかりませんが、要するに情報をできるだけ早くもらえるような相談にぜひ応じていただきたいと思うわけです。

それから、特に吉野川流域は洪水も大変な問題なのですが、最大の問題なのですが、また、渇水も結構最近は大変な問題なんです。平成17年には随分渇水がありましたけれども、要するに、吉野川中流域や上流域というのは、結構やっぱり吉野川の流域の地下水を利用して、飲料水なんか全部結構使っているところもあるわけです。例えば、私の方でいいますと、今ちょうど渇水でして、一番吉野川の堤防に近い脇町の助松地区という、大きなクスがあるところがあるのですけど、助松地区と、あの付近はみんな井戸なんです。昔から地下水が豊富にあったから水道の施設ができてないんです。今渇水で困っていると。先ほども、今朝もそんな話もあったんですけど、今ちょっと水道からタンクへ給水なんかを

しているわけです。

要するに、地下水の状態が非常に変化をしているのではないかという気がするんです。それは、河川の改修や、あるいはそれだけではなくて、地域の開発あるいは宅地開発なんかでも変わってきているのではないかという気がするわけです。それで、もし吉野川流域の、我々は中流域なんですけど、下流域は第十堰とかそんなので随分調査をやっていますけれども、中流域ぐらいでそういう地下水位の状況等についてのデータがあれば、ぜひ教えていただきたいなと思います。

それから、環境問題、これは環境に当たるのだろーと思いますけれども、特に岩津から上流については竹林が原風景みたいな形で吉野川の景観をつくっておりますけれども、これにつきまして、非常に入りにくいですね、竹やぶの中へね。若干ちょっと入れるような、一部伐採をして隙間をあけるとか、何かちょっと地域の人にも入っていけるような、そんなことを、しかもその竹林についてもできるだけ地域の人たちも利用してもらえるように、開放していく方向がいいのではないかなと、これはちょっと私の意見なんですけどね。

それから、もう1つ、吉野川の、今私の方は穴吹川という清流、きれいな川がありまして、非常に全国的にも清流と言われる、BODだ何だがないという、何々の要素かちょっと知りませんが、その川があるわけでございますけれども、吉野川の幾つかのポイントで、やっぱり吉野川全体では何とかいけるとかいう話はあるのですけれども、環境面で大丈夫という話はあるのですけれども、例えば上流域はどうなのだろうかと、中流域はどうなのだろう、下流域はどうなのだろうかと。そしたら、それで例えば、汚水を流すだの、あるいは生活雑排水をできるだけ減らしてくれだとか、またそういう活動やなんかも、市町村としてもやっぱりやっていけるのではないかなという気もしますので、そういう情報があれば非常にいいのではないかなと思います。

基本的には、先ほどご説明をいただきました内容で、非常によく皆さん方、特に国土交通省の直接の意見を聴く会としては非常にすばらしい対応をされていると思います。それは、それでもうすばらしいのですが、若干ちょっと思いついたところを言わせていただきましたので、大体そんなところが気がついたところかと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○河川管理者

どうもありがとうございました。大きく6点ほどでございましたでしょうか。まず無堤

の早期解消ということで、整備計画を早く策定していただきたいと。それから、内水対策としましての、市町村あるいは県管理河川との連携といったもの、それから防災情報、それから中流域での地下水の調査ですか、そういったものがどうかと。それから、竹林整備での、また地域での利活用といったもの、それから支川等の水質等の情報といったことをございましょうか。本川ですね。

○美馬市長

データがあればね。

○河川管理者

はい。今の点、順次お願いできますか。

○河川管理者

徳島河川国道事務所長をしております佐々木です。それでは、順番にわかる範囲でご説明をさせていただきます。済みません、座ってご説明させていただきたいと思います。まず、1点目の無堤地区を解消するためにも、早く整備計画の策定をということでございます。本地域においては平成16年、17年と、大変大きな洪水によって甚大な被害を生じた地域であるということは、私どもも十分認識しているところでありまして、できるだけ早く整備計画を確定させまして、それに基づいて着実に整備を進めていきたいというふうに考えているところでありますけれども、整備計画の策定に当たっては、まさにいろんな方々から意見を聴いているところでありまして、急ぐ中でもやはり丁寧に意見を聴くということも重要だというふうに思っております。

今回第2巡目ということで、意見を、修正案を出して、それに対して意見を聴いているところでありますが、これらの作業を重ねて、きちっと住民の意見を把握して、なおかつその中でできるだけ早く策定する努力も続けていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目の内水排除に当たって、市、県、それと私ども国の機関での連携をお願いしたいということ、まさに川は1本でございますので、内水排除に限らず私どもと県、それと地域との連携というのは重要であるというふうに思っております。至らない点多々あるとは思いますが、ご指摘いただければできるだけ改善をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、3点目の防災情報でありますけれども、私どもの方も各種防災情報を集約できるように、さまざまなテレメーターの設置ですとか、あるいはCCTVの設置をしております。

ます。それらの情報が配信できるように、光ファイバーの整備もあわせて実施しているところでもあります。市町村によっては、光ファイバーの接続をして、画像情報を提供するという取り組みもしておりますので、ご要望があればそういったことについても市町村と連携をして、防災情報の提供というのが可能ではないかというふうに思っております。

4点目に地下水の点、ちょっと今どういう地点でどのようにというようなデータがないようなので、確認の上お示ししたいと思います。あと、竹林の開放についても、利活用についても、どういうことが可能かというのはまた別途考えさせていただきたいと思います。さらに、水質の情報についても、可能な範囲でできるだけ情報の提供に努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○河川管理者

山地でございます。最後の水質の分につきましては、うちの方にもございますし、それから県の方にも調査したのがございますので、またその辺とあわせて対応させていただきたいと思っております。

○河川管理者

よろしいでしょうか。それでは、三好市長の俵様、お願いできますでしょうか。

○三好市長

私が前回いろいろご質問やお願いをした件で、随分具体的に考え方、対応について記載をいただいておりますので、ほとんど満足しているというような感じもするわけですが、幾つか気をついたことやお願いを重ねてしたいということをお願いしたいと思います。

特に、治水-11でこれからの無堤地区の解消等の進め方についてただいまもお話しをいただきましたが、正直言って、美馬市長さんと同じように、私ども中・上流にとりましてはいつの時点で来てくれるのかなと、いつごろやってくれるのだろうかというのが本当の偽らざる気持ちなんです。あそこまで来たから、岩津のちょっと上流まで来たからもうそろそろだなと思いつつも、無堤地区の皆さんにとってみたら待ち遠しいという気持ちを否めないわけでありますので、先ほどもご説明がございましたが、中長期的な数値目標等があればなど。5年か10年ぐらいにどこどこぐらいの整備計画があればいいかなという、20年、30年先ではなくて、手の届く範囲の5年とか10年とかいうぐらいの単位での目標数値があれば非常にわかりやすいですし、それからまたありがたいというふうに考えるところでございます。

もう1点は、同じようなことなのですが、堤防の整備が下流域から徐々に上流へ向かって整備をされてきておりますが、環境の面とか自然の面とか、河川を一体として考えるときには、河川周辺の平地も非常に少ない中・上流域でありますので、土地利用について河川の中、堤外地の利用を上流域からでもできるところからやっていくと。堤防工事を進めるところの堤外地を進めるというのが今までの常識的な考えではなかったかというふうに思っておりますが、そういう面もあるかと思いますが、河川をより地域住民が利活用できるということも大きな希望でありますので、そういうことを考えますと、治水は下流からと、しかし河川利用の計画は全体からというふうな考え方があっていいのではないかなど。土地の少ない中・上流域にとってみたら、そういうことは非常に地域にとってありがたい話であるというふうに考えるわけでありまして、この点につきましてもまたひとつお考えを聞かせていただけたらありがたいと思っております。

それから、河川空間の利活用につきましても、先ほどご説明いただきました水辺の楽校とかそういうことで、利用施設といいますか利用のハード整備と、ソフトと相まって進めていただいておりますが、それともう1つ、どこでも河川に近づけるのだという、そういう全自然ですね、部分的な開放とか限定した開放とかいうのではなくて、どこでも近づけるのだと。

今、教育改革が問題になっておりますが、昔我々は危険なところでも、その危険に配慮しながら川の中に近づいて、幾ら深くても、深ければ深いほど安全対策、例えば竹とか木を流しながら、どこかへつかまって、途中の川の中で休んでいけるとか、それから高い崖には綱をつけて、綱をたどってでも川の中へおりていくとか、そういう中で自分の生活とか、自分の自然にふれあいとか、川とかの親しみとか、いろいろな意味で川と人間との接点というのがあったはずなんです。

安全でもう本当にここだったら大丈夫だと、水深は1mだから幾ら子供が遊んでもいいというようなことばかりでなくて、ひとつ川というものが、余りにも川へ近づかない子供がいい子だなんていう標語がはん濫したころから、川へ子供たちや人が近づけなくなったような感じがしてならないのですが、目的を持った地域的な整備というのは、これはもう非常に大事だと。もう1つは、可能な限り川へ近づける、先ほどの竹林の開放もまさしくそういうことだろうと思うのですが、できるだけいろんなところから川へ近づけるような方策というものも考えていくべきだろうと思うのであります。

もう1つは、これは今のそういう整備計画と、子供、教育とかそういうことにつながっ

てまいりますので、そのことはそれでおかせていただきますが、前回の排水ポンプ車のお願いをして、早速30、60、150m³/sのポンプ車が配備されたというお話も承ったのですが、先ほどのご説明ではこれを利用する手順の話をご説明いただきました。まず、県に申し込んでくれと、そしたらまた県の方と相談して、それはもちろんそういう手順というのは非常に大事であります、しかし我々に必要な情報といいますのは、今60m³/sのがあるのかないのか、1台あるのか2台あるのかという情報がまず欲しいですね。それがわかれば早速県の方へ、県へ行って聞いて、ではちょっと国に聞いてみますと、それを待つのは非常にまどろっこしい。台風時期にはそういう情報がたちどころに、リアルタイムに表れてくれるような、そういう広報をしていただけると私どもはより利用しやすいというふうに考えるところであります。

幾つか、7つか8つか前回お願いした件はほとんど、具体的にあらわしていただきましたので、その件につきましてはただいま申し上げたようなことで、またお話を聞かせていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○河川管理者

どうもありがとうございます。4点ほどだったかと思いますが、1つ目には中長期的な、例えば、5年から10年単位での整備のスケジュールといったもの。それから、2つ目には、現在あります堤外地の河川敷の利用といったものについて。それから、3つ目に川と自然との接点というか、できるだけ川に近づける方策といったものがどうでしょうか。それから、4つ目には現在のポンプ車の状況がわかるような情報を示していただければということだったと思いますが、事務局の方よろしいでしょうか。

○河川管理者

では、座ったまま。徳島河川国道事務所長ですが、お答えさせていただきたいと思いません。

1点目で中長期的な目標、これは先ほどご説明したことの重複になりますけれども、今後の整備の予定というのは、やはり地域の状況ですとか、あるいは実際にこれから起こる被害の状況を見て、具体的にその時点時点で検討して決めていくということにならざるを得ないところが多いんですけれども、この点については他の会場ですとか学識経験者の会とかでももう少し具体的に示すことができないかというご意見もあって、5年後、10年後、15年後というふうに期間を切って非常に具体的にというのはなかなか難しいのですが、何らかの

形でもう少し具体的なものがお示しできればというふうに考えております。

それと、2点目と3点目の土地利用と河川の利用について、少しあわせてご説明したいと思いますが、一時期川は危険なエリアで、なるべく近づかないようにというような感じで地域での教育などもされていた時期があったように思います。ただ、川をきちっと知って、なおかつ川をよくしていくためには、やはり先ほど市長さんの方からもご意見がありましたとおり、まさに川と人間との接点というものが非常に、私どもも大事ではないかというふうに思っております。

実際にどの地域でどのように川の利用を具体的に進めていくことができるかというのは、その川の様子にもよりますので、これについては個別箇所で具体的なご提案があれば、事務所の方と市町村の窓口とで具体的な内容を詰めさせていただきたいと思いますが、河川内の利活用について、堤防があるからないからということでもって大きな違いがあるということでは多分ないと思います。そこが民地なのか国有地なのかによる違いというのは非常に大きいのですけれども、ですから、具体的な土地利用、占用ということになるかと思っておりますけれども、ご要望があれば、また事務所の方とご相談させていただいて、どんな利用ができるかということを検討させていただきたいというふうに思います。

最後の排水ポンプ車についてですけれども、手続上は排水ポンプ車の出動についての要請というのは県の方で一括していただいて、それを踏まえて私どもの方に要請をしていただくというのが今のルールになっておりますけれども、実際にどのポンプ車がまだあいている状況なのかというのは、直接問い合わせいただければ、その時点でお答えすることができますし、こちらからどういう情報提供ができるかというのは、ちょっと今すぐご提案できるわけではないのですけれども、そういうことについてもどんな手法があるかというのはちょっと考えてみたいと思います。

以上ですけれども、よろしいでしょうか。

○河川管理者

よろしいですか。どうぞ。

○三好市長

ちょっとくどいようで恐縮ですが、川との接点の話につきましては、どの地域にも赤線のような侵入道というのはたくさんあるんですね。あぜ道からすぐおりていけるところとかですね。きちっとした道ではなくても、昔から川に近いところの人が利用するところは回り道をしないで真っすぐおりているとかですね。それから、少し崖を伝ったらすぐおり

られるとか、そういう簡単な道というか、地域がたくさんあるわけですから、そういう道はできるだけ、そういうところを残してやれるような、そういう形をとっていただくとありがたいというふうに思います。

それと、もう1つは、堤防等ができるとどうしても階段とかいうふうなことがあります。そういうのはできるだけスロープ、最近はほとんどスロープになっておりますが、スロープのような形を、ちょっと距離が長くなるかもしれませんが、そういう形にしていただけると、小さな子供でも簡単に高齢者と一緒になって行けると、こういうことだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

○河川管理者

どうもありがとうございました。そうしましたら、つるぎ町長の兼西様、お願いできますでしょうか。

○つるぎ町長

つるぎ町長の兼西です。前回も私も申し上げさせていただいて重複すると思うので、前回の意見は意見ということですね。そうした中で、やはり平成16年の23号台風のとき、私の記憶するところでしたら、池田ダムが1万2,500m³/s ぐらい放流されたと思うんですよね。もう少し下ですか、1万2,000m³/s ぐらいですか。

○河川管理者（独立行政法人水資源機構 吉野川局 池田総合管理所長 片山）

1万1,300m³/s。

○つるぎ町長

1万1,300m³/s ということは、もう1万1,000m³/s の放流で、支流とちょうど水が重なって、そして当然つるぎ町の町営住宅2カ所も平成16年の23号、それと平成17年の14号ですか、これで床上浸水があったと。

そういうときに、吉野川水系では当然民家はもとより、田畑もかなり当然うちの町は無堤地区ですからね、旧半田町は。そういう中で、遊水に基づいてかなりの被害、そして特に2年連続つるぎ町は激甚指定を受けたような町なんですよね。そして、あの平成16年の23号のときには、早明浦ダムが渇水状態でなかったかと。早明浦が仮に満杯だったら、池田ダムはどれぐらいの水を放流するのかと。そういうところに下流域で非常に懸念を抱いているんですよね。1万1,000m³/s の放流だったら、必ず浸水すると。

ですから、そのあたりで結論的には、下流域の方々の、近年浸水したというのは下流域の方々は無いと思うんですよね。中流域、上流域だけであって。ですから、多数決でいっ

たら、数の論理に基づいて多数決の原理を働かされたら下地域には負けるのですけれども、本当に被害を受けた方の痛みをわかるのかと。そういうところの見解に基づいて、早く、まず私はいつのときも、この時代、環境を入れ込まなかったら難しいのはわかるのですけれども、まずやはり治水を最優先というところで、議論の段階はもう過ぎつつ、終わりつつあるのでなかろうかと。ですから、ダムのプロ、当然、堰堤の、築堤のプロの方ばかりだから、余り学者や下流域のわけのわからん住民にね、という気持ちを私は強く持ってます。上手に集約できなかったのですけれども、そのあたりご理解していただいて、早期着工をお願いしたいという、代表者の1人として受けとめていただいたら幸いです。

以上です。

○河川管理者

どうもありがとうございました。今のは。

○つるぎ町長

別に答弁は、もう意見として。

○河川管理者

ご要望ということでよろしいですか。

○つるぎ町長

ええ、もう要望で。

○河川管理者

治水を最優先で早期に着工ということで。はい、ありがとうございました。

そうしましたら、東みよし町長の川原様、お願いいたします。

○東みよし町長

川原です。基本的には今、兼西町長がおっしゃったように、早期着工、早期完成ということでございますので、いろいろと今回の整備計画について、ご意見を聞いていただいて、それなりに修正なり、また検討をいただいているということですが、大まかな点についてはさきのお三方からいろいろお話を賜りましたので、少し具体的な点でお伺いをしたいと思うのですが。

まず、この整備計画を作成するに当たって、我々の意見なり、また学識者の意見なり、またパブリックコメントということでお聞きをいただいております。やはり、このパブリックコメントに対してのお答えを、今後どうやっていくのかというところがあるかと思っております。それのお答えがない間にこれが完成して、こうなりましたでは通らんというふう

に思いますし、また確定をした後で、今後また着工して完成するまで、かなりの時間がかかろうかと。そのお答えがないと、10年、20年、そのいろんなご質問をいただいた方も、気持ちの中でくすぶったままで、その間を過ごさないといかんのですね。早く説明をいただいて、こういう協議の結果こうなる。私のところにしますと、法線の問題とか自然破壊、竹林云々という問題も出ておりますので、そういった問題について、堤防ができる場所はこの計画を見ればわかっているのです、そういった地域について、いろいろなご質問に対して早期にお答えをいただいたら、住民の皆さん方も納得いただけるのではないかと。

私どもが説明しても、やはり国土交通省の皆さん方の言葉でお聞きをしたいというところがあるかというふうに思いますので、これについて、ひとつご検討いただきたいというふうに思います。

それと、これも具体的なことなんですが、ポンプについてもいろいろご意見がございました。今6台ということですが、今後、増強の予定はあるのかどうかということが1点と。近隣の3県ですね、香川なり高知なり愛媛なり、こういった県がどれぐらいの設備があるのか、そこら辺の連携がどうなっているのかというところもお聞きしたいというふうに思います。

あと、水辺なり河川敷の利用ということでいろいろとお話があったのですが、築堤工事がどんどん進むにつれて、その景観も含めて、川というものの計画、構想みたいなものを簡単なものでも書いていただいて、できるだけそれに近づいて、何か少しずつでもやっていただけないかと。というのは、加茂第一箇所を今やっていたいでいるのですけれども、中に水路の残骸とか建築の基礎とか、こういったものがまだ点々と残っていると。こういったものの取りのけも含めて、竹林のある程度の整備をするなり、そういった計画も順次入れていただけるのかなというふうな思いがあります。

あと1点ですが、情報、これはやはり確実なものを早急にいただきたいというふうなところがあります。せんだっての台風のときにも1万1,000m³/s、1万2,000m³/sでなくて1万6,000m³/sというような情報が流れてきましたので避難勧告もいたしました。これが度重なると、また町がやかましく言いよるわと、水も来んのにとというようなことも起きかねないので、やはり確実な情報を早い時期にいただきたいというふうな思いがありますので、こういった点についてまたご検討いただいたらというふうに思います。少し具体的な話になりましたけれども、こういった点についてまたお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○河川管理者

どうもありがとうございました。4点ほどだったかと思うのですが、1点目にパブリックコメントといいますか、皆様方からいただいているご意見、ご質問等についてのお答えの進めていき方。それから、排水ポンプ車での今後の予定と他県の状況。それから、3つ目に川の構想といいますか、現在河道内に残っているようなコンクリートといった分の整備。それから、4つ目が防災情報についてといったところでよろしいでしょうか。

○河川管理者

パブリックコメントに対してのお答えということでございます。まさに今いただいたご意見をすべて集約したのが、今日お配りしているこの考え方なのですけれども、これを上流、中流、下流ということで、各会場で直接住民の方にも説明する会というのを設けさせていただいております。その中でご説明するとともに、このご回答についてはインターネット等などでも閲覧できるとか、そういうような形で、私どもの意見をいただいたものに対する考え方ということでご説明するようにはしているのですが、それ以外にも何かというご要望でしょうか。

○東みよし町長

会場としては中流域なり上流ということではしていただいているのですけれども、もう少し小さく旧町村単位で、築堤はこういった協議の中でこうなりましたよということを説明いただいたら、我々が説明したらもう一つ真実性がないとか、そういった点もあろうかというふうに思いますし、これを役場に置いてあるとか市庁舎に置いてありますよということでは十分周知できないのではないかという思いがありますので、そういった点です。

○河川管理者

現時点においてはできるだけ幅広く多様な意見を聴いて、なおかつその意見についての見解というのをまた幅広く周知するというのを繰り返すということを考えております。今、市町村単位とか、あるいは地区別にご説明というのは、まさに事業に入るときには私どもの方から直接その地区の地権者等の方に、さらにもっと具体的な計画図を持って、ご説明に上がるのですけれども、今の段階においては、今申し上げたような目的及び手法で、意見の集約及び私どもの見解をお返しするという方法を繰り返して、できるだけご理解をいただくという努力をしたいというふうに考えておるところであります。

○東みよし町長

現状でなくて、いろんなご意見をいただいて、これが近いうちに計画の策定が終わると。

で、私が申し上げたのは、完成までにまたこれから10年、15年、20年かかるわけですね。その間、もしそのご質問があった人が、どうなったのだろうか、どういう協議でこうなったのだろうかという思いがあると思いますので、そういった点について、できれば細かく、この地域についてはこうなりましたよという説明があればなという思いです。

○河川管理者

山地でございます。ポンプ車の話でございますけれども、今後の増強の予定と近県との連携という2点でございますが、今後の増強ということでございますが、前年度17年度に3台買いまして、今、当面ここ近々、これ以上の整備の買う予定はございません。ただ、近県との連携ということで、基本的には四国、もっと言えばもう少し近いお隣の中国とか近畿とか整備局も含めまして、緊急時にポンプが足りないといった場合は応援に来ていただける場合も実際あります。逆に四国から出ていった場合もございますし、この間も鳥取の方に行きましたけれども、そこまで行っております。ですから、逆に中国地整の方から来るとか、近畿の方から来るといふことも、もちろんポンプ車があいていればということでございますけれども、その辺は連携をとりながらやるという体制はございます。

それと、4つ目の景観といったことでございますけれども、言われましたのは全体的な景観というよりは、むしろ個別の事業箇所の景観みたいな話にお聞きしましたけれども、今おっしゃられるとおり、加茂一のまさにこれからやっつけようとする事業箇所の少しごみがあるような問題とか、それから竹林の話も加茂第二箇所の方のことでしょうか、あると思いますので、そこら辺につきましては今事業をまさに目の前に控えておりますので、わかりやすいような形でお示しできるように対応を考えていきたいと思っております。

それから、最後にございました情報を確実なものを早急にと。まさに下流の市町村も含めまして、非常に下流地域の首長さんは、そういった情報を非常にほしいということで、どなたも言われております。先ほど私がご説明させていただきましたように、光ファイバーを直接つなぐということは今、鳴門市、北島町を既に終わっております、それから今、たしか吉野川市と美馬市の方にも、まだこれからですけれどもつなぐ予定ということで、いろいろお話がございましたので、設計といいますか、そういった部分にかかろうとしております。ですから、市町村の方の体制もあると思っておりますので、その辺、またご相談いただければ、順次私の方もそのような光ファイバーによって、非常にいろんな情報を早くお届けできるというふうに思っておりますので、その点、そういうことで、またお互いに連絡、対応させていただきたいというふうに思っております。

○河川管理者

よろしいでしょうか。

そうしましたら、その他、全体を通してでも結構ですが、何かお気づきの点がございましたら、ご意見、ご質問等いただきたいと思いますが。

はい、俵市長様、よろしく願いいたします。

○三好市長

三好市長でございます。今の光ファイバーの話のを伺いしまして、非常にありがたいと思っておるのですが、実は私どもも単独で光ファイバーと、それから固定式なのですが、防災カメラを主要河川に設置をしているのです。今工事中なのですが、ちょっと今のお話を聞いていて、我々が設置している防災カメラというのは、単に住民が河川の増水状況とか、それがわかる程度のカメラなんですね。だから、これはもう少し専門的に水位が明確に、皆さんと一緒になって水位がわかるような標識をつくるとか、そういうこともしていかないといかんなどということを実は思ったものですから、発言させていただいておりますけれども。

10カ所に余ってカメラを川の中へ設置をしております。ぜひまたこのカメラで河川の水位が大体こちら辺は何メートルとか、主要河川に書いておりますが、色分けですね、ああいうような簡易なものも、あわせてできれば非常に。それがカメラで写るかどうかというのはちょっと今定かではないのですけれども、ときどき現地で見ましたら、例えば大歩危だと小歩危の下流域から上流に向かってカメラを据えつけるとか、あるいは祖谷川でしたら、かずら橋あたりで、かずら橋とのその辺の水位を計れると。吉野川ですと池田ダムの下流とか上流ということではしておりますので、全く専門的に考えた防災カメラではなくて、私どもの担当の情報政策課が考える防犯カメラであったものですから、ついちょっと早とちりといえますか、そういうことをしていると思いますので、ぜひまたその点についてひとつご協力、ご指導いただけたらありがたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○河川管理者

山地でございます。今、市長がおっしゃられましたように、川の中の標識といいますか、わかりやすい表示といいますか、よくおそらく御存じだと思うのですが、川の橋脚に赤い線とか青い線とかという鉢巻きのように巻いて、そこを川の近くの樋門とか、カメラを設置したところから写し出すと。やはりカメラは夜、非常に気象条件が悪いときです

から、高感度のカメラを使わなければ少し見えにくいところがあると思いますけれども、今、私どもの方で本川の河川沿いにも監視カメラというものをつけております。具体的にどこというのはちょっと、上流の方もあったと思いますけれども、そういったもので整備をしていっております。我々の区間と、今言われました県の方の区間もあると思いますけれども、極力、ある分につきましてはそういった光ファイバーで提供していきたいというふうに思います。

○河川管理者

どうもありがとうございました。その他、何か全体を通してございますでしょうか。

はい、俵市長さん、どうぞ。

○三好市長

三好市長です。先ほどの皆さんのお話と私も重複するのですが、この計画づくりというのは、当初にご説明いただきましたように、丁寧に繰り返して繰り返して、住民の皆さんの理解を得ながら進めていくのだという、この手法というのは非常に尊いと思っております。ちょうどいしました流れから見ますと、3回ぐらいを書いております。大体、前回と今回の話ぶりからしまして、ほとんど意見というのは出尽くすのではないだろうかなど。もちろんそれを拾いきれないのも当然あると思うのですが、800何件、お寄せいただいたということでありまして、この2回目を含めて、またそれに加わって随分1000件ぐらいということになろうかと思うのですが。

できるだけこの作業も計画づくりですから、すべて完成ということはありません、自然を対象にしている計画であったり、過去の蓄積データに基づいた一つの推測であったりするわけでありまして、すべてが完成をして計画して、事業に着手するというのでは、ちょっと余りにも時間をかけ過ぎたらおかしいことになる。東南海、南海地震の検証もまさしく同じことであって、災害に対する我々の備えというものはいつでもやっておかないと、来年したり再来年したりというわけにはなかなかいかないわけですから、これは皆さんにこんなことを申し上げるのは大変失礼なんですけれども、多くの県民の皆さんにもこういうことはやっぱりご理解いただいて、できるだけ速やかに計画をまとめていただき、実行に移していただけるようにということを私の方からもぜひ、皆さんにお願いするということよりも、多くの皆さんにぜひそういう声を届けていただきたいなというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

○河川管理者

河川調査官の大谷でございます。俵市長からも早く計画をつくってほしいと。非常に、ある意味、我々にとって厳しいご意見でもあろうかと思えます。今までも丁寧に、いろいろと皆様のご意見を聴いてつくっていくという過程は大切なものだと思っております。ただ一方で、中・上流域、特に今回、中流は無堤地区で、一日も早く堤防をつくってほしいと皆さんが待ち望んでいるのは我々も重々承知しております。

ただ、その中で、これだけ大きな今後の計画をつくっていく中で、我々もできる限り急いでおります、頑張っておりますけれども、しばらくお待ちいただきたい。また、こういう声が出ていますということは、下流なり、それから高知県の方も行って、我々としてもお話もさせていただきます。それぞれの会場で違ったご意見があります。それは各会場間のご意見を我々が間に入りましてお伝えするというのもしておりますし、すべてこの会議自体は公開でやっております。ここで話しになったことは、ホームページの方にもちゃんと、中流ではこういうご意見が出ましたということで、下流の方、また上流の方が一緒に見られるようにしております。

非常に厳しいご意見であります。我々もそういうご意見を十分踏まえて、腹に据えてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○河川管理者

特にもうご意見等ございませんでしょうか。

そうしましたら、本日は以上で質疑応答・意見交換は終わらせていただきますが、また後日にお気づきの点がございましたら、私どもの方にご意見等をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、司会の方にマイクをお返しいたします。

○司会

本日は熱心なご審議、誠にありがとうございました。本日のご意見以外にもご意見等ございましたら、いつでもご連絡いただきますようお願いいたしますとともに、今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

次回の会議日程につきましては、後日、事務局より市長、町長の皆様にご連絡させていただきます。その際にはよろしくお願いいたします。

また、本日、配布資料の中に意見記入用紙を準備させていただいておりますので、傍聴いただいた方のご意見等のある方はご記入の後、受付付近にあります意見回収箱にご投函ください。

それでは、以上をもちまして、「第2回吉野川流域市町村長の意見を聴く会」を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

[午後 3時20分 閉会]